

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	被災者支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

洞爺湖町は被災者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

洞爺湖町

## 公表日

平成27年8月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者支援事務
②事務の概要	<p>洞爺湖町は、災害発生時に住民個人に係る情報や世帯構成等を把握して、住民の安否確認を行う。災害対策基本法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、被災者台帳を作成し、罹災証明の発行や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行う。特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被災者台帳の作成、管理 ②被災者情報の照会、提供</p>
③システムの名称	被災者支援システム、庁内連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一36の2項、災害対策基本法90条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 未定 ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法19条第7号及び別表第二、災害対策基本法第90条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画防災課
②所属長	企画防災課長 鈴木 清隆
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	洞爺湖町(総務部総務課管財・情報グループ) 虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

